

第二次改修 昭和二十七年には波介川は中小河川としての指定を受けた。したがつて今後の改修は建設省の事業として行われることとなり、中小河川改良事業（後に地盤沈下対策事業を含むこととなる）として第二次の改修工事にとりかかることとなつた。地盤沈下は昭和二十一年の南海大地震によるものであつて、仁淀川の背水の影響は更に大きくなつていて、したがつてこの事業においては河床掘削、湛水地域の築堤、客土の改良事業がその内容であつた。

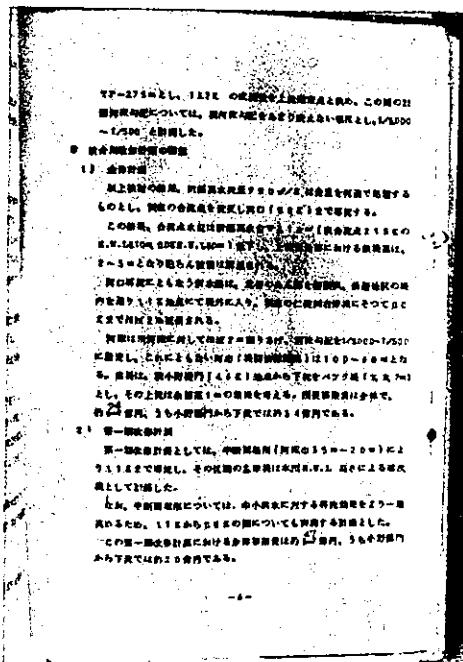
第二次改修工事の原動力となつたのは波介川治水期成同盟会であつた。被害を多く受ける蓮池、北原、波介を中心となり、高岡、戸波、高石を含めての期成同盟会は、北原村長中平寛氏（一九〇一）を会長として運動をはじめたのは昭和二十三年頃、地盤沈下があきらかになつた頃からであつた。従来の改修工事が波介川耕地整理組合が主体で農林省が相手であつたが、それがどうも思わないために別の組織として期成同盟会をつくり交渉を強化しようとした。たまたま交渉の途中岡山の農地局長の話の中からヒントを得て、建設省への運動に切り替えた。中平会長をはじめ関係者は時には一ヶ月余も東京に滞在して、県出身国會議員その他の協力を得て陳情を繰り返すなど、ねばり強く重ねた交渉は、遂に昭和二十七年の県下でも数少ない中小河川指定と、下流一・一<sup>岐</sup>は国の直轄という成果を生み出した。そして昭和二十八年三月二十七日現地での起工式ということになつた。

#### 波介川改修に関する陳情並要望書

私達は波介川流域農民を代表し左の通り陳情します。

一、波介川は仁淀川バックウォーターの完全影響下にあり

波介川は年々数回乃至十数回の氾濫により農作物の被害は勿論流域一帯に亘り道路堤防河岸の損壊等莫大なる被害



900トン計画書(市治水対策本部所蔵)

ところが農民には大きな不満が残った。工事が不完全なため水没、堤防破壊などがおこっている。これでは工事負担金はもとより固定資産の評価にも反対すると主張している。そもそも嵩上げ工事というものは仕上りの評価がなかなかつかしいものであって、もともと低湿地への客土ということが多いために地盤沈下はつきものだし、したがつて用排水路工事などにも故障がおこりやすいといふこともあって、問題をあとに残すことがあ

## 平均嵩上げ 七十

県営に切りかえられて事業は順調に進み、三十六年には一応完了した。  
平行して行われた嵩上げ工事は、高東土地改良区の所管で三十二年度から行われていたが、三十四年度からは  
上流の地盤対策事業については山本寛・江良沢間四・五キ.の間並びに支川に対しての築堤が施工された。

總工費一億六千四

農　　排　　水　　路　　延べ八千二百尺  
道　　面積二百五十六

当初はなかなか思い通りに進まず、五年を経過して僅かに一、〇〇〇点余りしかできていたなかつた。昭和三十二年第一次合併をしていた高岡町当局は、農民の強い要望を受けて再三建設省と接衝し、あと四年間で山本寛一江良沢間を地盤沈下対策事業で、小野橋一山本寛間を従来の中小河川事業のままで、予算を増加して完成させることになつた。

一、二の事由に拘はらず波介川治水工事が未だ何等顧みられざるは遺憾の極みであつて流域住民は明らかに国民としての基本的生存権を侵害されて居ると考へられる。  
以上の事実及特異性を持つ本河川(波介川)の改修は即時政府直轄事業として施行さる可きであると考へると共に強く之を要望するものであります。

二、波介川流域の水害は南海大地震による地盤沈下の甚大なる影響をうけて居る。  
を蒙りつてあるが仁淀川の逆水は更に水禍を苛烈ならしめ農民を塗炭の苦しみに陥れて居る之れ波介川の治水は仁淀川改修と不可分のもので當然全時に包括さる可きものであると考えられる。

高知縣高岡郡源分川源乃其源曰鹽井

昭和二十七年二月

りがちである。

戦後第二次の改修工事は八年余の歳月を費して一応終わった。改修の効果は逐次あらわれて澁水被害は次第に少なくなつて、いくらかの美田ができたことはたしかである。だが決して抜本的な解決にはなつてないために、市当局としては国に対して抜本的解決策をたててほしいことを折にふれて要望していた。

第二次改修に附屬した形とも言えないが昭和四十一年から、小野樋門から上流に向かって再度底幅十五㍍の掘削工事が、実施額二億円で実施された。

九百トン計画とその後 昭和四十三年五月、建設省から市に対して九百トン計画が示された。

昭和二十七年からの中小河川改修事業の中で、波介川治水の抜本的計画については常に問題になつていて、昭和三十五年頃から建設省治水課、四国地方建設局、高知県の間でその検討が始まられ、各種の調査も実施されていた。

#### 流量調査

#### 現合流点までの改修計画の問題点

#### 合流点付替えの必要性

#### 合流点付替えと上流遊水池による調節計画を併用することの問題点

#### 合流点付替えを一・四\*地点として樋門処理と併用することの問題点

#### 河道改修計画諸元

長い時日と多くの人の力が結集せられて出てきた結論が、四十三年市に示されたものであつて内容の概要は次の通りである。

#### 波介川改修計画の構想

四百二十九計画は示されたものの、これでは抜本的な解決にはならない。当面の対策を充分なものにし長期的展望にたって、別途の河口を求める方向で解決をはかることを考へるべきであるとの結論である。九百一計画には幾多の隘路があることを承知の上で、なおその計画を実施するためにはどうすべきか、それを今後の課題として長期的な取りくみの中で目標達成の道をさぐろうというのである。

昭和四十九年四月からは建設部の中に治水対策本部が設置せられてその活動がはじまり、同年八月臨時市議会では波介川治水対策特別委員会の設置が議決せられて、市の執行部、議会が一丸となつて改修に対応すべき体制の万全を期した。

**激特事業** 波介川治水の問題は政治も行政もそれを抜きにしては考えられないという現実の中で、昭和五十年八月の台風五号の災害はこの問題に対し大きな影響を与えた。

土地の年寄りが経験したことのないという台風五号の大災害、六名の尊い命さえも奪つて行つたという、その詳細については台風の項に書いたが、あまりに大きい災害であった。山崩れ、崖崩れ、堤防決壊漏水、その他土木関係の被害の殆んどが波介川とかかわつていたし、広大な面積においての浸水がまた同様である。台風五号の災害は波介川治水の問題の大きさを見せつけたし、それに取りくむ行政に対しての鉄槌ともなつた。しかも災害復旧の緊急性とからみ合つて、早期改修という課題が新しく生まれてきた。

五十年十一月に予定されていた高知県知事選挙に、社会党、公明党、民社党の県本部から出馬を要請されていた土佐市長板原伝氏は、それに答えるを得ない状勢になりつつあつた矢先のこの台風である。氏はそれで決心をつけた。「未曾有の災害を受けた土佐市を一日も早く再建することが、今の私の責務だ。こんな時点で出馬表明などして市政を混乱させ

ることはできない。」と出馬を断り、市長として災害復旧に全力を尽すことを市民に誓つたという一幕もあつてゐる。

時あたかも「激甚災害対策特別緊急整備事業」（激特事業）の初年度予算が国に組まれた時であつて、早速その対象事業として取りあげてもらつことができた。しかもそれは五十四年度までに完成しなければならないという期限付である。

激特事業とは、激甚災害であつて相当数の住宅に浸水があり、しかも河川そのものは災害復旧諸制度の対象となる被害がない河川であつて、すでに改修計画がある河川について、一定計画にもとづいて五か年で緊急に整備を行うという事業である。

五号台風は波介川改修事業を促進させたとも言える。百年の大計がいよいよ実現する時が来たという感じもある。しかし、九百一計画がズバリ実施されるのではないので、問題が全部解決するわけではない。だが、四十七年三月に出された「波介川改修計画の結論」にそつた計画が考えられているので、ある程度満足のできるものになるはずである。

事業の概要は次の通りである。

### 1、建設省直轄区間について

激特事業として小野樋門から十文字合流点までの改良工事を、昭和五十四年度までに完成する。主たる事業内容は次のとおり。

- (1) 用石堤防の改良
- (2) 小野樋門を下流に移転し、逆流を完全に防止する樋門とする。
- (3) 河道を拡幅する。（計画河床幅四十九点八メートル）

## 2、県工事区間について（小野樋門から上流）

(1) 高見橋から小野樋門間四、四六〇㍍については、激特事業で拡幅改良工事を、昭和五十四年度までに施行する。

(2) 戸波樋佐古から高見橋まで、本流と支流を含め、災害復旧助成事業で、昭和五十四年度までに施行する。

(3) 事業内容を例示すると

(1) 河床勾配は江良沢下流はほぼ現在河床とするが、江良沢上流は二・六五～二・一五～〇・四五位掘り下げる。

(2) 弥九郎橋附近で現在敷幅五十五㍍を約八十五㍍にする。

(3) 堤防の高さは現在と同じにし、管理道の幅を三㍍とする。

(4) 高見橋から下流では河幅が八十五㍍から百㍍位、高見橋から上流江良沢まででは八十六㍍から六十七㍍位、江良沢から上流永野川合流点までは四十七㍍から三十一㍍位とする。

なにしろ事業規模が大きいため相当な面積の用地買収をともなうわけで、それが一番問題になることであり、従来事業の進まなかつた理由の最大ものはそれであった。ところが台風五号の被害を経験したということが、これに対する理解を示す人間を多くしたということであつて、経験することは違つた力をつくり出すとも言えるようである。

用地買収が重大問題であるだけに、治水対策本部にしても土地基盤整備



江良沢改修工事現場

事業を進め、区画整理事業を行うことによって、農民にとってのマイナス面になる点を補う方途を考えようとしていたし、市議会の五十年三月の「波介川治水対策に関する決議」の中にも、「——用地確保の問題をもあわせ解決するため、土地基盤整備事業を平行して実施する必要がある——」とあって、いずれも早くからそのことへの配慮はなされていたわけである。

台風五号が「禍をもつて福となす」ことになるよう関係者の努力と住民の理解が重なりあって、波介川治水問題が早い時期に解決されることを望みたいものである。

## 5、仁淀川治水

仁淀川治水、これまた土佐市地区にとつては昔からの重大関心事の一つであつて、堤防組合が古い時代から結成されていましたし、特に対岸春野町との関係では利害が相反することもあって数度の争いも起つてはいるが、そのことについては前篇に詳述されている。

昭和四十一年四月から建設省直轄の一級河川になつたが、戦後の改修状況をたどつてみることとする。

改修の基本計画 仁淀川は西日本一の高峰石鎚山（標高一、九八一㍍）に源を発し、蛇行しながらほぼ南流して太平洋に注いでいる四国では三番目の大河川である。

仁淀川の本格的な改修は、昭和二十三年八月建設省直轄河川に編入以来着々とその成果をあげてはいる。

計画の基本となる計画高水量は、明治三十二年七月の洪水を基礎として、一二、〇〇〇㍍<sup>3</sup>に定められたものであるが、昭和三十八年八月の台風九号により、これを突破する大洪水に見舞れた。計画を再検討した結果、昭和四

- ④ 鶴若堤防(陰津から仁淀川大橋下流百尋まで)陰津から仁淀川大橋までについては昭和二十六年度から昭和三十一年度にかけて、建設省の直轄事業として補強せられ、建設省としては一応完成堤防となっていた。しかしながら本区間は仁淀川の水腫部にあたり、また堤防材質が砂礫であること、及び断面が小さく弱体で洪水時には漏水が多く危険な状態であったので、市はこれが強化を建設省へ要望した。
- その結果建設省は五十年度から川表の堤体強化に着手し、五十三年雨期までには全長千尋の内上流から仁淀川大橋まで九百尋間が完成する見込みである。
- 今後においては残る堤外側百尋と堤内拡幅を早期に完成する必要がある。

して緊急避難命令を出し、一方吹越地点で用水路を縮切つて洪水の市街地への流入を阻止するという悲想な決意をして行動にうつたえたものである。幸い本川が減水し始めたのでからうして堤防の決壊を免がれたものであつた。

本工事の完成によって高岡の市街地を防備する最弱点個所は解消せられた。

② 天崎、吹越間、昭和三十九年度着工し、昭和四十二年度までに完成した。

③ 吹越、陰津間、昭和四十三年度を初年度として継続施行する計画がたてられたが、用地交渉が難航し、昭和四十六年までに約一億円の予算が流れた。その間加茂川沿い新法線でもつて施行してほしいとの案も出ていたが、昭和四十九年度において暫定断面でもつて現堤防を拡幅強化することに決定し、同年度から市において用地を先行取得し、京間銀杏の木の下までについて、昭和五十一年までに拡幅工事を完成した。

京間銀杏の木の下から陰津までについては、昭和五十二年度において堤外の拡幅工事を完成した。同地点の堤内については昭和五十三年度に完成の予定である。



新家隧道

十一年四月に基準点伊野における基本計画高水量を一三、五〇〇、 $\pm$ に改定し、本川上流に建設する大渡ダムによって、一、五〇〇、 $\pm$ を調節することとした。同時に計画高水位を五十 $\pm$ 下げる計画とし堤防余裕高を二尋とするのこととした。これについては河道掘削によつて確保するというのである。

今後の改修計画 仁淀川右岸土佐市ぞいの堤防についてはほぼ概成されてゐるが、高岡堤防の一部(堤内)と鶴若堤防の強化、新居堤防の嵩上げ拡幅及び新居高潮堤防構築の工事が残されている。

また、昭和五十年八月の五号台風の洪水により、支流日下川、波介川、宇治川等の内水河川が大被害をうけ、激特事業として昭和五十四年を日程に事業を進行中である。

#### 昭和二十三年度以降の改修状況

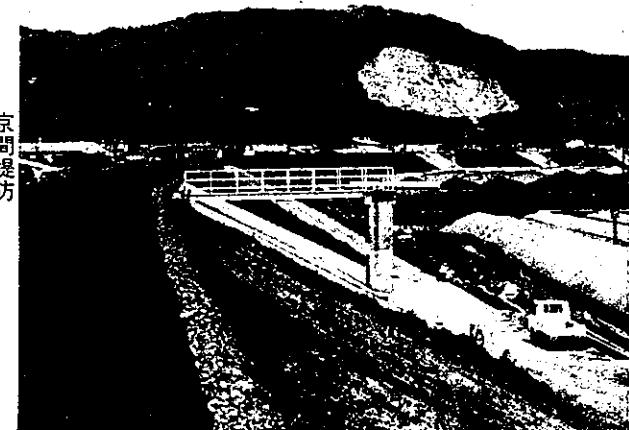
① 伊野町大元から天崎(沈下橋)まで、この区間はかつて野中兼山が最も苦労をした所と考えられ、山を切り取つた用水路の外側に築堤工事を施したもので、上流からの激流が直接本堤にあたり、まさに切れるとかまえた古堤防であり、大洪水の場合には水防不可能な個所であつたが、鎌田井筋用水路の新家隧道の完工と関連して、昭和三十九年度着工し、昭和四十一年度完成したものである。

この区間は土佐市のど元に当り、昭和三十八年九月台風においては堤防に大きな亀裂を生じ、洪水は堤防から手のとどく位にまで増水をつづけ、まさに決壊寸前の状態となつた。市は市民の生命を守るため全員に対

⑤ 用石背割堤の延長 用石背割堤の延長強化については、建設省の直轄事業として施行せられてきたが、今後さらに波介川の治水効果をたかめるため、波介川改修計画の一環として約三百㍍の延長を計画し、昭和五十三年度に用地買収を行い、昭和五十四年度に工事に着手する予定になっている。

⑥ 新居堤防の強化 新居堤防については、昭和三十五年から中流部を暫定的に拡幅改良工事を施行した。

その後昭和三十八年九号台風による出水により、十文字の山付部分が溢流して大破したので、同地点について局部的な改修工事が施行された。



仁淀川河口新居海岸堤から上流六百七十三㍍間は堤防が低く、小さく、溢流堤の状況であったので、毎年台風たびに溢流水のため大きな被害を受けていた。特に昭和三十八年の九号台風では、流木、雜物が耕地に流れ込み堆積して、ハウスの被害、堆積物除去等のため大きな損害を受けた。

このような被害を二度と繰り返さないため、新居農協が特に力を入れ、昭和四十七年度に用地を買収し、四十八年度から拡幅、嵩上げ工事に着手し、五十二年度までに一応堤体工事と水門工事を完成した。

一方県営による毎秒十三立方㍍の排水能力を持つ内水排除ポンプ設置工事も完成したので、今後の新堀川の改修工事の促進と相俟つて、新居堤内外の土地利用の飛躍的な向上が期待される。

十文字から下流約六百㍍間は、まだ堤防が小さく、高さも低いため、昭和五十年五号台風では溢流し危険な状態であったので、これが強化を建設省に要望中である。

また、十文字から仁淀川河口にかけては高潮堤として近く着工される見込みである。

⑦ 河道整備事業 仁淀川改修基本計画においても、洪水の流下能力を図るため、河道整備は大きくとりあげられ、全域にわたり低水護岸が設置、用石沖、西畠沖、新居沖を掘削する計画である。

仁淀川河川敷にある西畠沖は民地であるが、この上に砂利が山のように堆積し、仁淀川の洪水を大きくせき上げ、本川の流下能力を著るしく阻害している。

また波介川に対しても、大きく水位上昇を来たし逆流水位が高くなつておるので、この地点の土砂の取除きについて建設省へ要望中である。新居沖についても同様の状態であるが、土地所有者は殆んど春野町の人々であるので、関係者の理解と協力を得て、河道整備をしたい。

⑧ 河口閉塞対策 仁淀川の河口は冬期流量が少なくなり、波浪のため河口閉塞をきたし、下流両岸に対して大きな被害を与えていた。

また、洪水時の流下能力が大きく阻害されているのでこれが対策について建設省に於て調査検討中であるが、なるべく早い時期に恒久的対策工事の実施を強く望むものである。